

江戸中期の越前大野における浮地と渡り地

——「渡り地浮地御絵図」の理解にむけて——

渡 邊 秀 一

〔抄 録〕

越前大野城下を描いた「渡り地浮地絵図」の記載内容を考察するにあたって、絵図の記載情報と「地方御用留」に記載された渡り地・浮地関係の記事を照合し、渡り地・浮地の意味について検討を進めた。最初に検討した用語は浮地で、越前大野では浮地庄屋の管理下にある特定の個人の所有に属さない耕作地を指していた。また、渡り地とは浮地の中から藩士に与えられた土地であり、農民・町人による作請けも行われていた。

江戸時代中・後期の浮地は、御用地、藩士の屋敷地、寺地など特定の個人の所有に属さない土地から発生し、御用地、屋敷地、渡り地などに利用されていた。しかし、利用目的を果たすと再び浮地になることが多く、浮地は御用地・屋敷地、渡し地として必要な土地を維持し、供給する循環的なシステムのなかに位置づけられた土地の存在形態という一面がある。渡り地浮地絵図が記載しているのはこうした渡り地・浮地であった。

キーワード 浮地、渡り地、城下町、絵図、越前大野

1. はじめに

筆者はこれまで近世城下町・越前大野を対象にして、18世紀初期から19世紀初期にかけて作成された絵図をもとに、18世紀初期の町屋地区の再編成⁽¹⁾を検討し、また18世紀中期から19世紀初期に相次いで発生した大火を契機とする城下町の変化を考察してきた⁽²⁾。18世紀中期から19世紀前期にかけて、越前大野は数度の大火に見舞われ、一町単位、時には数町単位で町屋地区の移転がくりかえされており、18世紀以降に越前大野は城下町の景観を大きく変化させている。とくに文政5（1822）年に発生した大火の際の町屋地区の移転は大規模なもので、大火後に大野城の二つの町口に接する一番町の西街区が城下町北端に移り、その跡地が火除地として空閑地になっている。大火後の城下町の再建過程で、町屋地区を強制移転させ、火除地を

設置することは、明暦3（1657）年の明暦大火で焼失した江戸や宝永大火後の京都ですで見られたこと⁽³⁾、珍しいことではない。19世紀初期の大野も火除地という一般化していた防火帯を整えたにすぎないが、その火除地が浮地として管理されたことは、他にあまり例のない大野の特異性であるといえよう。

この浮地に関して、越前大野には享保8（1723）年作成の「渡り地浮地御絵図」二鋪（斎藤寿々子家文書）が現存している⁽⁴⁾。斎藤寿々子家文書には宝永期から寛保期にかけて現存する絵図群に含まれている。すでに報告した通り、宝永期には従前の町割りを変更されて12町に再編成された⁽⁵⁾。また、町屋敷地区の免割の変更が行われたことを示す寛保3（1743）年の絵図も残されている⁽⁶⁾。こうしたことから、17世紀末期に越前大野に入封した土井家が18世紀前半に越前大野の再編成を進めていたと考えられるが、「渡り地浮地御絵図」は享保15（1730）年の「大野町絵図」とともにその状況を伝えており、城下町越前大野の都市構造とその変化を考える上でも貴重な資料である。

越前大野における文政大火の被害と一番町西街区の移転について考察した際の主たる関心は、町屋地区の移転の経緯と移転後の城下町構造の変化であった⁽⁷⁾。そのため、一番町西街区の浮地化について触れることはなかった。さらに、浮地の意味も明確になっているわけではない。したがって、「渡り地浮地御絵図」の記載内容や目的を理解するためには、図題にある渡り地・浮地の意味を理解することが必要になる。本稿の目的は、これらの点について、「渡り地浮地御絵図」とともに、浮地の管理を担当する浮地庄屋の動きや浮地に関して散見する史料に基づいて考察することである。

2. 「渡り地浮地御絵図」の記載情報

（1）市街域と周辺域の書き分け

「渡り地浮地御絵図」は『福井県史 資料編16上 絵図・地図』（以下、『県史』と略す）に複製図とともに「大野町并浮地絵図」の仮題で紹介されたものである⁽⁸⁾。『県史』で紹介された絵図は大野市立歴史民俗資料館寄託・斎藤寿々子家文書に収められたもの（斎藤家文書目録No.158の絵図）で、320cm×313cmの大型の絵図である。他の一鋪は同文書目録No.159の絵図で、目録No.158の絵図と同様に、長辺・短辺とも300cmをこえている。この二鋪の絵図は、目録番号No.158の絵図が原本、同No.159の絵図が写図であるといわれている。それは、第一にNo.158の絵図に「享保8年卯7月 浮地庄屋与左衛門」との記載があるのに対して、目録No.159には「享保8年卯8月 浮地庄屋与左衛門」と記され、No.158の方が早い作成年月になっていることによる。第二に、①No.158には寺町北部から四番町通北部のかけて流れる水路をはじめ道路・水路に幾つかの修正跡がはっきり残されているが、No.159の絵図は水路・道路を修正後のかたちで描いていること、②No.159にはNo.158に記載された地名子のうち幾つかが記載されていないこ

となどから、No.159がNo.158を下絵図にして作成されたと考えられるためである。

「渡り地浮地御絵図」が描く範囲は大野城を含む越前大野の市街域と、その周辺域である(図1)。市街域のうち、城郭部の記載はきわめて簡略で、武家屋敷地区である三之丸にも具体的な記載はないが、武家屋敷地区には家型の絵記号と図形記号▲の2種類が用いられ、書き分けられ、家形記号は寺院にも用いられている。また、町屋敷地区には凡例に挙げられている□(蔵家)・■(土蔵)、○(本家)・△(地名子)の4種類の記号が丹念に書き込まれている。蔵家とは土蔵造りの家屋、本家とは土地・家屋ともに所有する町人、地名子とは借地に自費で家を建て居住する借地人である。このほか、絵図中には□の中に△を書き込んだものもみられる。蔵家・本家等の記号による書き分けは享保15年の「大野町絵図」にもみられる記載方法である。

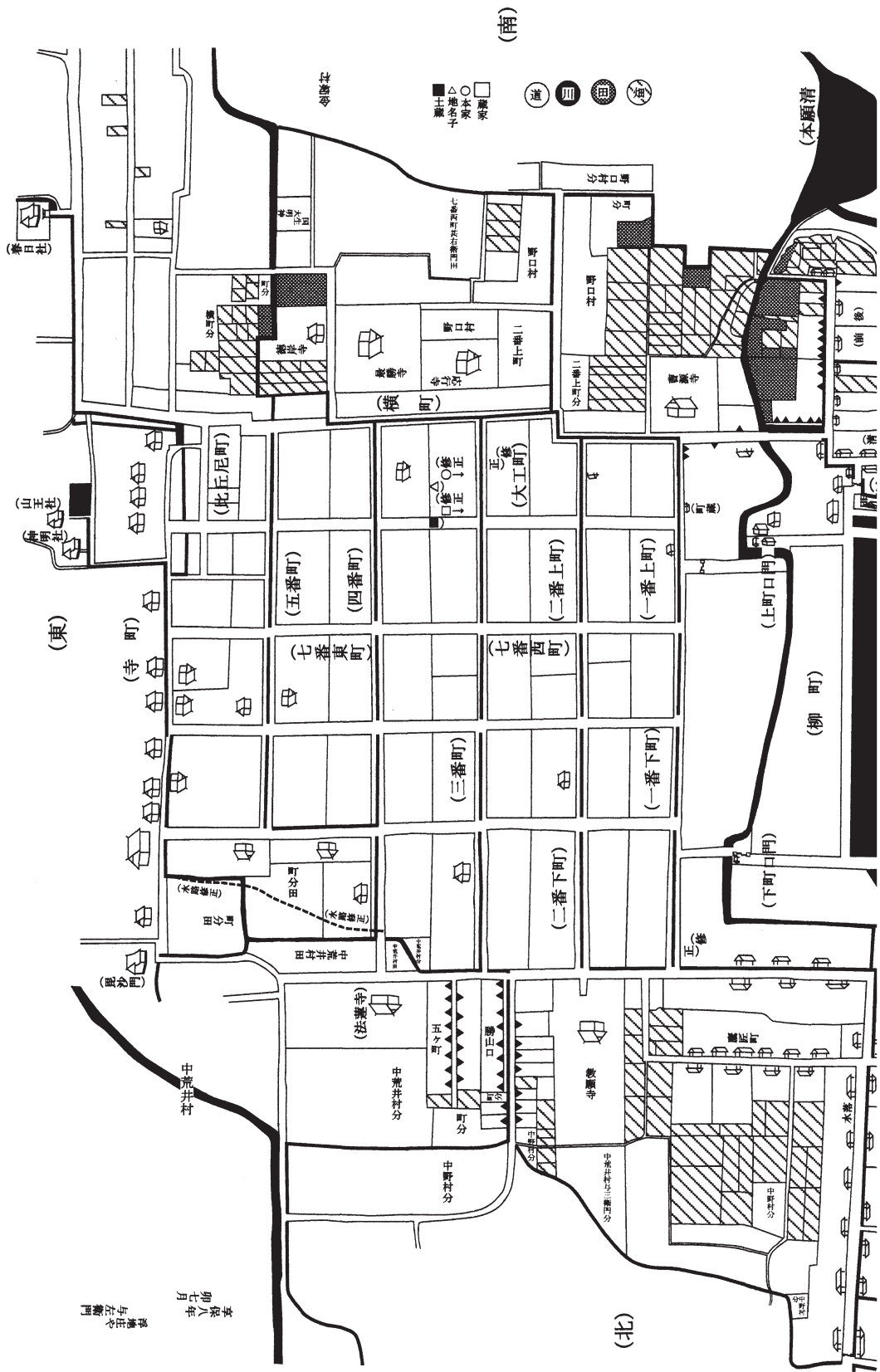
一方、周辺域は寺社を除けば▲や□などの記号はなく、彩色された区画と彩色のない区画に分けられ、ほとんどの区画に文字の記入がある。彩色のない区画には「中野村分」・「中野地」や「中荒井村与三右衛門分」や「二番町分」・「七番西町甚右衛門田」などの記載がある。前者はそこが村地であることを示し、後者はそこが町分ではあっても市街ではなく、耕作地であることを示している。したがって、彩色された区画は村地でもなく、町分地(耕作地)でもない土地である。また、凡例が示すように彩色された区画は田・畑が書き分けられていることから、耕作地であった。そして、ここが図題にある渡り地・浮地とはこの彩色された区画を指しているものと思われる。

こうした描写上の特色をとらえて、『県史』では「渡り地浮地御絵図」の目的を「浮地」をなす田畑の掌握としつつも、町屋について蔵家・土蔵・本家・地名子の別を絵図中だけでなく凡例にも挙げていること、侍屋敷や足軽屋敷の全てが描かれていないのに対して蔵家と土蔵は間口や形態を反映したような描写になっていることに注目し、「描写の力点は、寺同様半ば記号化した俯瞰的表現で描かれた侍屋敷や三角形で示された足軽屋敷ではなく、町家に置かれている」と町絵図的性格を強調するかたちで紹介している⁽⁹⁾。

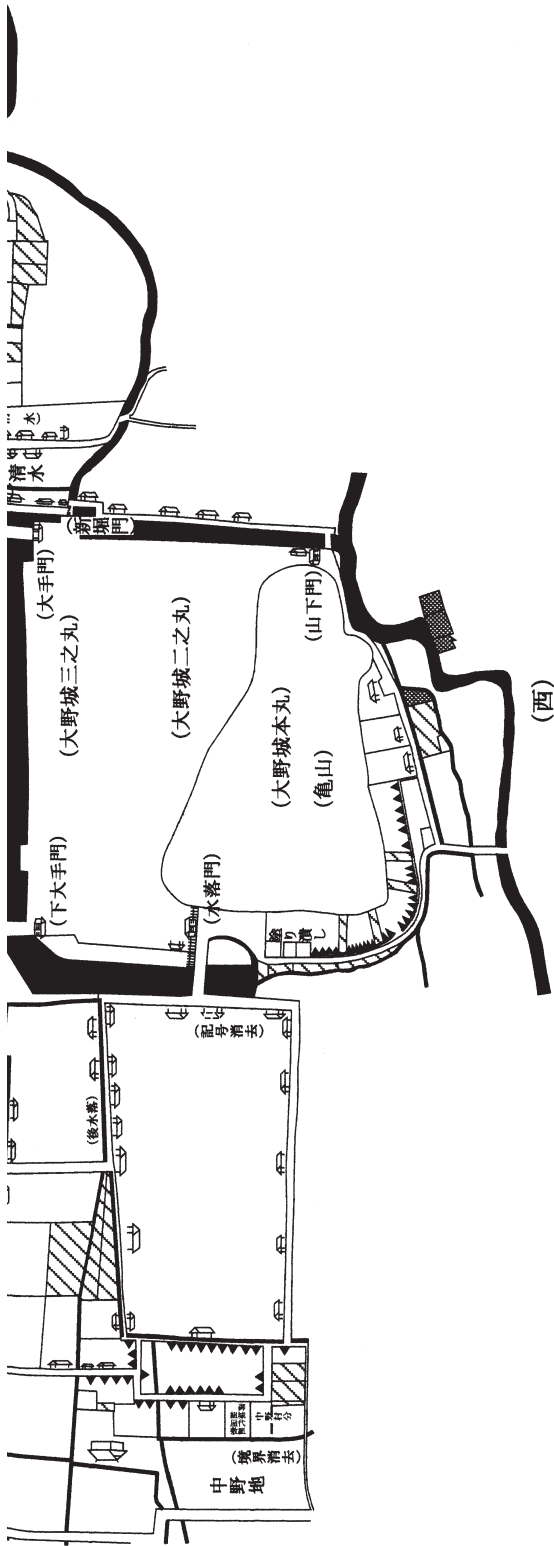
(2) 周辺域の記載内容

『県史』では町絵図的性格が強調されたが、渡り地浮地御絵図は図題からいえば市街域よりも周辺域の彩色された区画にこそ焦点を当てるべきである。図1から明らかなように、彩色区画は曹源寺から本願清水にかけての地域(図2)、徳岸寺周辺、鷹匠町周辺(図3)の三か所を中心に分布している。このうちとくに注目されるのが、曹源寺から本願清水にかけての地域である。それは、「四畝拾五歩 福田六郎左衛門」(鷹匠町周辺)のように、徳岸寺周辺および鷹匠町周辺では面積・藩士名のパターンの文字記載にほぼ限られているのに対して、曹源寺から本願清水にかけての地域にはこれ以外の記載パターンがいくつか見られるためである。

曹源寺から本願清水にかけての地域にみられる彩色区画は55区画である(図2、No.1~55)。このうち、No.45の区画には文字の記入が全くない。残る54区画の中には、少数であるが、地名



享保八年
 卯七月
 深澤村
 与左衛門
 同

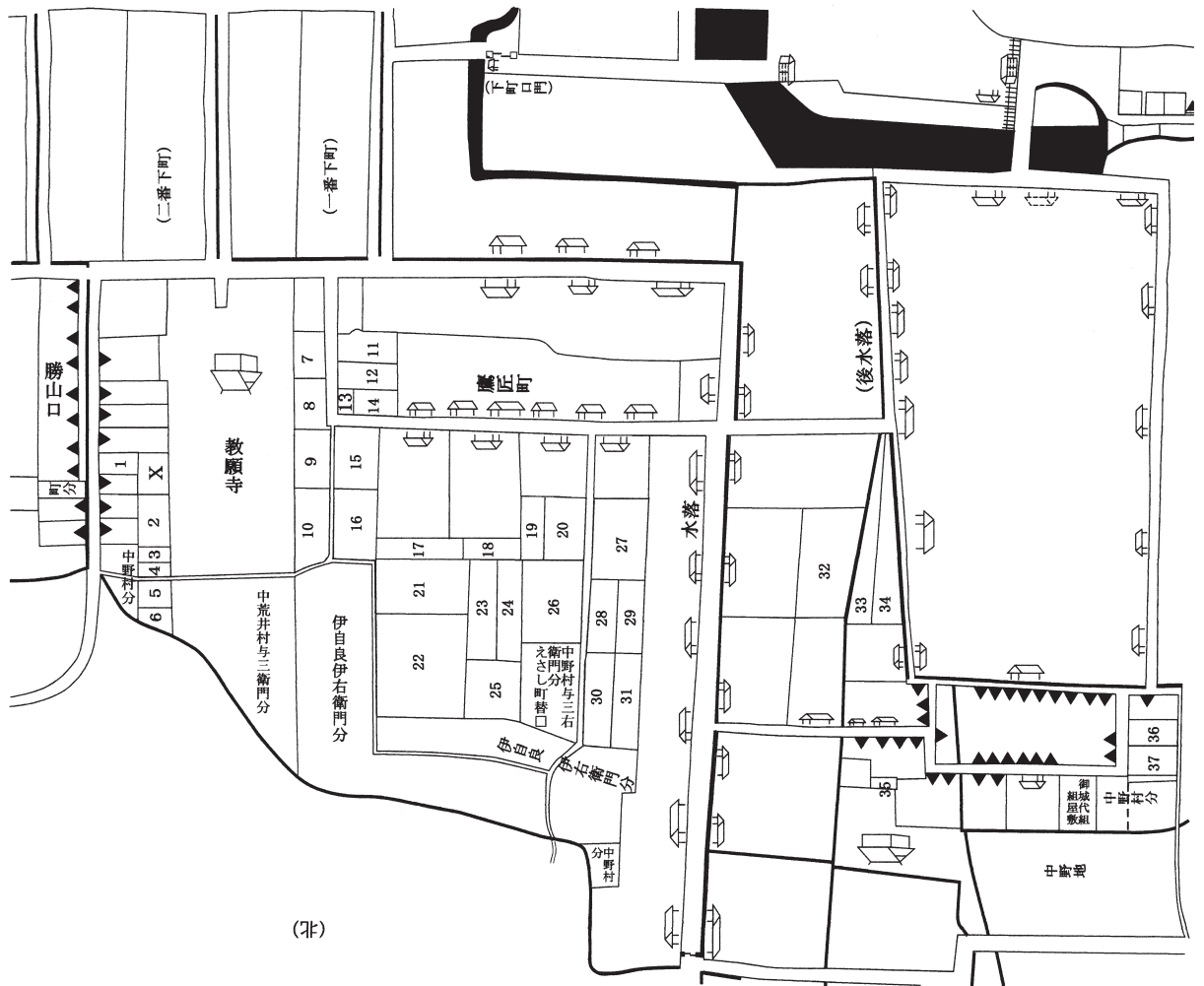


(西)

図1 渡り地浮地絵図 (トレース図)

注1 原図の記載内容のうち、周辺部の一部、町人地における本家等の記載は省略した。

注2 トレース図中の () 内は筆者が補った。



(非)

図2 鷹匠町周辺の彩色区画と文字記載

注 () 内は筆者による補足。

- | | |
|----------|--------------|
| 1—25歩 | 岡権太夫 |
| 2—2畝18歩 | 早川弥五左衛門 |
| 3—1畝 3歩 | 山藤立佐 |
| 4—1畝 4歩 | 大導寺丹下 |
| 5—2畝 8歩 | 間鍋武太夫 |
| 6—1畝 3歩 | 山崎 (通称名記載なし) |
| 7—2畝 1歩 | 貸し地 |
| 8—1畝14歩 | 阿部不亂 |
| 9—2畝 | 藤田安左衛門 |
| 10—2畝 | 阿部不亂 |
| 11—3畝12歩 | 満田十右衛門 |
| 12—2畝 6歩 | 御菜園場 |
| 13—6歩 | 満田 (通称名記載なし) |
| 14—27歩 | 伊佐三郎右衛門 |
| 15—2畝 | 大生源左衛門 |
| 16—2畝 | 伊佐三郎右衛門 |
| 17—1畝 | 青山平次郎 |
| 18—25歩 | 平尾郷右衛門 |
| 19—21歩 | 銭場跡 田嶋新兵衛 |
| 20—1畝13歩 | 牛嶋源兵衛 |
| 21—2畝10歩 | 平岡政右衛門 |
| 22—4畝15歩 | 官崎代右衛門 |
| 23—26歩 | 高橋貞右衛門 |
| 24—25歩 | 堀三郎左衛門 |
| 25—27歩 | 荒川丈右衛門 |
| 26—2畝10歩 | 佐合文左衛門 |
| 27—3畝13歩 | 富永清兵衛 |
| 28—2畝 | 刑部七兵衛 |
| 29—2畝 | 生人儀左衛門 |
| 30—2畝 | 東条伝兵衛 |
| 31—2畝 | 及位伊左衛門 |
| 32—4畝15歩 | 福田六郎左衛門 |
| 33—1畝14歩 | 斎藤林右衛門 |
| 34—1畝14歩 | 中里甚五右衛門 |
| 35— | (判読不可) |
| 36—1畝 3歩 | 戸塚庄兵衛 |
| 37—1畝 9歩 | 岡与三右衛門 |
| X... | 正善町分屋敷高 |

- 1—1畝 1歩
- 2—1畝 1歩
- 3—1畝 1歩
- 4—2畝 5歩
- 5—2畝 5歩
- 6—1畝 5歩
- 7—2畝 12歩
- 8—2畝 15歩
- 9—1畝 5歩
- 10—1畝 5歩
- 11—1畝 5歩
- 12—2畝 14歩
- 13—2畝 14歩
- 14—2畝 14歩
- 15—3畝 5歩
- 16—1畝 5歩
- 17—1畝 5歩
- 18—1畝 5歩
- 19—1畝 1歩
- 20—1畝 1歩
- 21—1畝 1歩
- 22—1畝 6歩
- 23—2畝 22歩
- 24—2畝 22歩
- 25—2畝 28歩
- 26—15歩
- 27—3畝 9歩
- 28—田 3歩 上中
- 30—1畝 26歩
- 31—1畝 5歩

- 中中市兵衛
- 竹内儀兵衛
- 浦井彦右衛門
- 松尾三郎平
- 三宅藤左衛門
- 本田新五右衛門
- 樋口基五左衛門
- 武田半左衛門
- 小算中
- 木村団右衛門
- 岡嶋彦左衛門
- 榎井治郎右衛門
- 寺田所右衛門
- 朝比奈清大夫
- 福永松治郎
- 長谷川五四郎
- 長岡柳宅
- 奥田角左衛門
- 幸村玄山
- 中里基五左衛門
- 村岡三左衛門
- 小算 田 平井北右衛門
- 中村六左衛門
- 庭月理右衛門
- 横田金右衛門
- 長瀬跡
- 西上御菜園場畑=渡ル
- 畑四歩 小さん
- 小算
- 大久保五郎左衛門
- 岡村善右衛門跡
- 小算中

- 32—1畝 5歩
- 33—1畝 10歩
- 34—1畝 5歩
- 35—田 3畝
- 36—10歩 24歩
- 37—1畝 10歩
- 38—20歩
- 39—20歩
- 40—1畝 5歩
- 41—1畝 5歩
- 42—1畝 4歩
- 43—1畝 2歩
- 44—冬人藤町 小算中
- 45— (記載なし)
- 46—田 1畝 9歩
- 47—1畝 10歩
- 48—1畝 1歩
- 49—5畝 22歩 金左衛門屋敷 小算
- 50—小さん
- 51—3畝 10歩
- 52—1畝 5歩
- 53—1畝 10歩
- 54—1畝 10歩
- 55—遠藤町
- 清水左兵衛
- 開田畑 2畝 13歩 浮地

岡村善右衛門跡 小さん



図 3 曹源寺周辺・本願清水周辺の彩色区画と文字記載

注 () 内は筆者による補足。

的表記がみられるものがある。金左衛門屋敷（No.49）、遠（ゑん）藤町（No.44、およびNo.52～55）がそれである。No.29の「上中」もそれに類するものと思われるが、No.45と同様に、No.29にも面積などの具体的記載はない。また、彩色によればこれらの区画のほとんどは畑であるが、田畑の区別を記載したものが8区画ある。No.27の御菜園場を除けば、田（No.4、22、44、46）または田・畑が混交する区画（No.28、48、55）である。

地名的表記・田畑の区別を除くと、一部に面積や藩士名を欠く区画もあるが、面積・藩士名が基本形になっている。これを基本形として記載の形式を整理すると、以下のようになる。

- ① 面積・藩士名
- ② 面積+小算（小算中）または下目付衆
- ③ 面積・藩士名跡
- ④ 面積・藩士名跡+小算（小算中）
- ⑤ 面積・藩士名+浮地

②は藩士の個人名を欠いているが、小算・下目付は下級藩士の役職を示している。したがって、藩士に与えられた土地という意味では、①・②は同形式である。③の形式は①の後に「跡」の一字が加えられ、④ではさらに「小算（小算中）」が加わる。図2では「跡」と記載された③・④の形式が8例あるが、No.47の幸村玄山跡に対してNo.19に幸村玄山があることから、No.47の区画は幸村玄山に与えられていたが、No.19の区画に変更され、その後小算に与えられたと理解できよう。この判断に大過なければ、④の形式は前所有者の藩士名の記載があるものの、実質的には②と同形式であるとみてよい。一方⑤は2区画であるが、浮地として浮地庄屋の管理下に入っている土地であるため、記載された藩士の所有地ではない。したがって、⑤の「面積・藩士名+浮地」は実質的には「面積・藩士名跡+浮地」であったと考えるべきである。すると、③と⑤の違いは浮地の記載の有無ということになり、③は前所有者に代わる新たな所有者が決まらないまま、浮地にもならずにおかれた土地ということになる。

考察対象となっている絵図の図題は渡り地浮地御絵図である。図題にいう浮地が⑤の形式で記載された区画を指していることは明らかである。これに対して、図題にない③の新たな所有者が決まらないままの土地や「貸し地」（図3、No.7）なども記載されているが、ほとんどの区画を占めているのは所有者の明確な①・②・④の形式で記載された区画であり、これが渡り地であったと考えられる。

3. 越前大野における渡り地・浮地

（1）越前大野藩における浮地の意味

渡り地浮地御絵図には渡り地と考えられる土地と浮地が確かに記載されていた。しかし、浮地の意味については明らかではない。『国史大辞典』によると、浮地とは「江戸時代、年貢の

表1 「大野藩寺社町郡年中行事

郡町別	月	記載内容
郡方	三月	一、七日、浮地改之由小算衆届、外江通達ニ不及、此方不罷出、
郡方	四月	一、浮地庄屋郷帳差出候得者、御勘定方小算へ渡、但、壱冊也、下帳無之、此ニ判不致、
郡方	五月	一、廿六日、去年浮地残年貢上納致候段、浮地庄屋届ル、
郡方	六月	一、浮地庄屋勘定出候事、
郡方	十月	一、廿一日頃、伺之上平均被仰付候旨、勘定方小算へ申渡、平均書付差出御列座へ差上ル、浮地庄屋書付相渡、
町方	十二月	一、浮地年項之内致上納候由、浮地庄屋届候事、
郡方	十二月	一、同十六日頃、浮地年貢増減帳庄屋差出、勘定方小算へ相渡、但、浮地年貢大概七八十俵計、翌年五月迄ニ上納、其余者前年暮ニ納ル、

未進や借金などの事情で窮乏した百姓が欠落し、荒廃したままになっている土地」と記述しているが、同時に熊本藩阿蘇地方では「固定した耕作主がなく惣作した荒地、起返し地」を浮地と呼び、福岡藩では享保期以後に散田を浮地と呼んだとも記されている⁽¹⁰⁾。要するに、場所により、時期により、さまざまな意味で浮地という語が用いられたということである。

越前大野藩の浮地については「大野藩寺社町郡年中行事⁽¹¹⁾」に若干の関係記事が記載されている。「大野藩寺社町郡年中行事」は、そのタイトルにある大野藩領内の寺社および町・郡の主要行事、および大野城内において行われる寺社町郡の行事を月日にしたがって記録したものである。執筆者や作成年は明らかではないが、文化15(1818)年の年紀をもつ記事があり、また天保5(1834)年の年紀をもつ貼紙があることなどから、文政年間から天保期初期にかけて作成されたと考えられる。本稿が対象とするのは享保8(1723)年時点の浮地で、当該資料の作成時期と100年前後の時間的隔りがあるが、浮地の概略を把握することは可能であろう。この「大野藩寺社町郡年中行事」に記載された浮地関連記事を整理したものが、表1である。また、大野における浮地の耕作については、次の史料からその一端がうかがえる。

史料1 「地方御用留」文政6年10月18日条⁽¹²⁾

此度地所替被仰付引越候二番上横町跡、曾源寺脇より大鋸町突当り迄之屋敷跡、表通り杉・茶御植被成、其内之所畑入札ニ而落札候者へ為御作被成候積ニ候間、歩畝改可申旨被仰付、左之通改書付、御月番へ指上候、立会御徒目付無之、棹打壱人、物持式人相断置候付罷出候。尤浮地之境分り兼候付、浮地庄屋も罷出候、右入用縄七把、杭式拾本、山方御作事より相廻り候、(以下、省略)

これは、文政5(1822)年春に起きた大火で町の三分の二を焼失したのちに、火除地の設置を理由に移転した一番上町・二番上町(一部)の跡地の一部について記載したものである。一番上町・二番上町(一部)の移転は文政5年に計画され、翌文政6年に実施されたが、史料に

は「替地」とだけあって、浮地とは記載されていない。しかし、「地方御用留」文政8（1825）年2月27日条⁽¹³⁾に「一、一番上町新規浮地相成候場所、去春相改絵図ニ仕立指上候節」という文言が出てくる。文政大火後の町屋移転に関する絵図は「一番上町・二番上町引越絵図」（仮称）と「大野町引越絵図」（仮称）の二鋪が残されているが、「大野町引越絵図」には文政5年の年紀がある。「一番上町・二番上町引越絵図」には年紀はないが、一番上町・二番上町（一部）など移転を余儀なくされた地域の東西・南北の間尺・面積が町・村単位で記載されている⁽¹⁴⁾。去春すなわち文政7年春に差し出した絵図とはこの「一番上町・二番上町引越絵図」を指していると考えられる。したがって、「此度地所替被仰付引越候二番上横町跡、曾源寺脇より大鋸町突当り迄之屋敷跡」が文政5・6年の史料には「替地」としか記載されていないが、文政8年2月27日条の記述からそこが浮地であったことが確認できる。

そこで史料1にもどると、その内容は、浮地であった土地の表側に杉や茶を植栽し、その内側を畑にして、畑の作請人を落札で決めるという計画のもとで対象地の面積を計測した、ということになる。落札による作請人の決定時期や実施の有無、落札以外の作請人の決定方法の有無など不明な点が多いが、浮地庄屋の管理のもとで、浮地を作請人に耕作させ、年貢を収納するという仕組みができていたことは間違いない。

先の「大野藩寺社町郡年中行事」の記載と史料1の内容を合わせると、以下のようにまとめることができる。まず春3月の時点で当該年度浮地改が行われ、4月に浮地庄屋から郷帳が提出される。もちろん、その郷帳は浮地改の結果を記載したものであろう。6月の「浮地庄屋勘定出候事」の意味ははっきりしないが、10月の「平均」とは元禄13年以降に大野藩で用いられていた平均免を指したもので、年貢率を指しているため、郷帳に記載された浮地は史料1にあった落札等の方法で作請人を決めて耕作を委ね、10月に決定した年貢率にしたがって12月、翌年5月に年貢が上納されるというサイクルで維持・管理されていたことになる。

ここで重要なことは、郡方（村方）のみならず町方の浮地が存在したこと、浮地が郡方・町方に関係なく郷帳で把握され、浮地庄屋によって管理されていたこと、浮地に年貢が賦課されていたことである。浮地に年貢が賦課されている点については、『国史大辞典』にも耕作を「親類や五人組などの関係者に引き受けさせるか村の惣作」として負担させたことが記述されている。しかし、その記述はあくまでも郡方（村方）のける浮地であって、越前大野のように町方や前章でみた武家地における浮地の存在は想定されていない。したがって、越前大野における浮地はこれまで知られていた郡方（村方）の浮地とは異なったものである可能性が高い。

（2）渡り地と浮地の関係

渡り地浮地御絵図の耕作地には、「町分」や「中荒井村分」・「中荒井村与三右衛門分」のように大野町人や周辺村落分の耕作地と、それ以外の耕作地⁽¹⁵⁾が記載されていた。すでに確認したように浮地には郡方・町方分もあるが、絵図上の記載からは「町分」など前者が渡り地であるのか否か、また浮地であるか否かの判断はできない。さらに、凡例をみる限りでは、前者

は渡り地浮地御絵図の記載対象になっていない。渡り地浮地御絵図が描くのは後者に属する渡り地と浮地である。そして、図2および図3で明らかのように、浮地として記載された耕作地は僅少で、ほとんどが渡り地と考えられる耕作地である。したがって、絵図の記載内容を理解するためには、浮地と渡り地との関係を明らかにしておかなければならない。

史料2 「地方御用留」文政10(1827)年8月17日条⁽¹⁶⁾

一、曾源寺後浮地之内、畑七拾坪長井四郎左衛門殿江被下候間、是亦御作事江相渡候様被仰渡則相渡候、

一、畑八拾四坪

七拾坪	長井分
五坪貳分五厘	道代ニ成
残八坪七分五厘	浮地ニ相成り候

史料2によれば、曹源寺の背後にある浮地畑84坪から長井四郎左衛門に対して70坪の畑が渡され、同時に面積にして5坪余りの道路が作られ、8坪余が浮地として残ったのである。図2・図3でみた「面積・藩士名」の記載は、この長井四郎左衛門と同様にして藩士に渡された土地である。

史料3 「地方御用留」文政12(1829)年月日不詳条⁽¹⁷⁾

一、光明寺古屋敷惣坪数改候様被 仰付相改候処、歩数四百六拾六坪四分五厘有之、内百九拾三坪御用地引ニ御作事へ先達而渡候ニ付、残部貳百七拾三坪四分五厘ニ相成、浮地庄屋へ相渡候、然ル処、右地所之儀屋敷跡ニ而当分不熟ニ付、当年より五ヶ年之内ハ御年貢減少四俵ニ□置、五ヶ年も相立候ハ、地面も直り可申、其節ハ惣体ニ而六俵元計ニ可相成、

史料4 「地方御用留」天保2(1831)年3月10日条⁽¹⁸⁾

一、光明寺屋敷跡田畑三ツ分ケニ割渡候様被仰付、今日昼過より參左之通、立会御徒目付蒲生五助、竿打玉木清次郎、尤浮地庄屋申立ニ付出ル、浮地庄屋八郎右衛門、

四拾七坪	御長屋
内六坪荒地	
八拾貳坪五分	中野村 安右衛門
内拾六坪荒地	
百九坪	城代組
内四拾六坪田	
四坪五分	荒地
ノ 貳百四拾三坪	
内貳拾六坪五分	墓跡荒地

但、先年改候節案内違有之、三拾坪四分五厘先年改之節ハ減ル

史料5 「地方御用留」天保4（1833）年10月8日条⁽¹⁹⁾

一、水口甚次郎へ光明寺跡にて屋敷被下候間、割渡候之様被仰付、今日此方三人、御徒目付鶴見伝内、竿打河合又八并御作事奉行木村小十郎殿出役割渡候、物持中間耆人断出ル、浮地庄屋兩人罷出ル、

南北九間 東西七間八丁

此歩六十四坪屋敷渡

外ニ拾坪式分 垣代道代引

史料6 「地方御用留」天保4（1833）年10月20日条⁽²⁰⁾

一、高橋茂助へ右同所ニ屋敷六十四坪被下候ニ付、割渡候之様、去ル十六日被仰付候ニ付、今日罷越候、出役先日之面々、竿打ハ山内理兵衛、物持中間耆人出ル、

六十四坪 屋敷

八坪六分八厘 垣代

四坪五分 道代

史料3は文政4（1821）年に焼失し仮堂であった中野村光明寺が文政5（1822）年に他所へ移転した⁽²¹⁾後の跡地に関するものである。史料3によれば光明寺跡地の面積は466坪4分5厘で、同年4月19日に長屋建設のための用地193坪が御用地になり、残る273坪4分5厘が浮地になった。この273坪4分5厘の浮地は、史料4によれば、天保2年時の計測違い30坪4分5厘を差し引いた243坪が、4坪5分の荒地を除いて、長屋分・中野村安右衛門分・城代組分に分割されている。43坪の「御長屋」は史料3と同じ長屋用地で、109坪の城代組は渡り地であろう。この城代組への渡り地は、図2・図3でみた「面積+小算（小算中）または下目付衆」、すなわち「面積+役職」と同じである。また中野村安右衛門に82坪5分が割かれているが、安右衛門は作請人であると思われる。そして、天保4年になると3分割された土地の中から水口甚次郎・高橋茂助にそれぞれ64坪の屋敷地が与えられている（史料5・6）。この屋敷地が長屋分・中野村安右衛門分・城代組分のどこから渡されたものかは不明である。

史料7 「地方御用留」享和2（1802）年6月10日条⁽²²⁾

一、新堀喜多山屋敷下現米出分地所之内、明和六丑年水荒引ニ相成、其後御用ニ而御取上ニ相成候地所有之候処、当時者空地ニ相成有之候。右之地所此度左之者依願被下候、尤浮地庄屋捌ニ相成候間、相改浮地庄屋へ相渡候様御奉行中被仰聞、則改相渡候、出役竹村彦右衛門・鈴木直治・笹嶋奎右衛門、立会御徒目付小山忠左衛門、棹打御足輕耆人、物持御中間耆人出ル、

歩数・口米左之通

享和三亥改出 犬山村 与左衛門

一、田百五拾坪 此口米式斗

外ニ式斗九升追而相応之地面ニ相成候迄、当分御免。

享和2年6月10日条は、侍屋敷が並ぶ新堀にかつて田地があり、明和6(1769)年に水荒地なり、その後に御用地になったものの空地となって浮地庄屋の管理下に入っていたという土地を、犬山村与左衛門が再開発を願い、許可されたというものである。犬山村与左衛門は中野村安右衛門と同様に作請人であったと考えてよからう。

以上の史料から明らかになることは、浮地が、あるいは浮地をいくつかに分割した区画が長屋用地(御用地)や屋敷地になり、また長井四郎左衛門や城代組などの藩士、中野村・犬山村の農民に渡されていたという点である。このうち、地方御用留の記録にある「七拾坪 長井分」、「百九坪 城代組」は渡り地浮地絵図の記載形式「面積・藩士名」、「面積+小算(小算中)または下目付衆」すなわち「面積+役職」に一致するか、それに類似した記載となっている。これらには「被下」、「割渡」とも記載されており、いずれも渡り地であることは間違いがない⁽²³⁾。さらに、中野村・犬山村農民への割渡は「大野藩寺社町郡年中行事」にあった郡方の浮地に該当するものと考えられる。

また、渡り地は、絵図に「面積・藩士名+浮地」の形式の記載があったように、浮地に戻ることもあった。このことは、次の史料から裏付けられる。

史料8 「地方御用留」享和元(1801)年4月朔日条⁽²⁴⁾。

一、近藤金五郎餌指町屋敷跡、浮地ニ相成候付、相改候所

東	七間弐尺	南	四間五尺
西	七間四尺	北	五間
平均七間五分八厘		平均四間九分	
ノ 三拾七坪			

一、右之屋舗、浮地ニ相成候付、相改候上、浮地庄屋江相渡

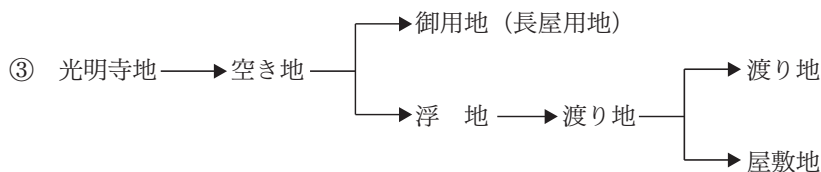
これは、餌指町にあった近藤金五郎屋敷の跡地が浮地になったというものである。近藤金五郎は寛政12年に徒士から徒士目付に進んだが、餌指町屋敷地の浮地化は徒士目付への昇格にもなう屋敷替えがあったためと考えられる。藩士の屋敷跡地が浮地になる事例はこの他に堀丈之助の屋敷地が「地方御用留」天保10年3月8日条に記載されている⁽²⁵⁾。

以上のことから、浮地が御用地や渡り地となり、また屋敷地が浮地となるように、浮地と渡り地は相互に融通的な関係にある土地であったことが明らかになる。

4. 越前大野における渡り地・浮地の存在形態

江戸時代中・後期の渡り地が浮地の存在と密接な関係をもちながら成り立っていたことは前章でみたとおりである。さらに、渡り地と並んで浮地を御用地や屋敷地として利用するケースもみられた。こうしたことから、浮地、渡り地、御用地、屋敷地の4者が互いに関係しあっているように思われる。そこで、これまでの事例に新たな例を加え、浮地の発生という点に注目

(③)、史料7で示した新堀・喜多山屋敷下(④)における土地の存在形態の変化をまとめると次のようになる。



④ 田地 → 御用地 (用途不明) → 浮地 (空き地) → 渡り地

③はもとの土地利用形態の点で①・②とは異なるが、これらの3つの事例から浮地の発生に関わる一つの共通点を導き出すことができる。それは、御用地・屋敷地や寺地が特定の個人が所有する土地ではないという点である。④は史料の上では田地から始まるが、それが町あるいは村の個人が所有し、耕作していたものかどうか、不明である。ただ、新堀は武家地内に位置しており、犬山村と左衛門が作請したこの田地も武家地の一角である。この点を考慮すれば、④の田地は浮地であった可能性もある。その田地も御用地を経て浮地となっており、①・②・③に類する経過を経たといえよう。

以上の結果に前章における検討結果を加えて考えると、御用地や屋敷地は固定的ではなく、寺地を含めてこれらがいったん浮地になると作請による耕作地となり、その浮地が再び御用地や屋敷地となり、あるいは渡し地となっていくという変化を読み取ることができる。ここに御用地・屋敷地と浮地・渡し地の間に循環的な関係が見出せる。浮地庄屋による浮地の管理はもちろん年貢収納を大きな目的としたものに違いないが、こうした循環的な関係からは御用地・藩士の屋敷地として必要な土地を維持し、供給するシステムという一面があったことを認めなければならない。

5. 渡し地浮地絵図の作成目的—おわりにかえて—

越前大野における浮地とは、これまでに知られている浮地とは大きく異なるものであった。浮地を耕作地の一存在形態としてみた場合、特定の個人の所有に属さない耕作地であること、年貢の収納を図るために耕作が行われていたこと、という点ではほかの地域における浮地と大きな違いはないと言えよう。しかし、越前大野における浮地は、浮地庄屋の管理下のもとで、郡方(村方)・町方とは別に管理され、年貢の収納が行われていた。実際、天明8(1788)年に追放となった佐開村彦左衛門周有の耕作地・居屋敷は「持高村散田」となり、佐開村惣作となっていた⁽³⁰⁾。越前大野においてこれまでの浮地の規定に近いのはこの「散田」であって、「浮地」ではなく、越前大野では両者は明確に区別されている。

越前大野の浮地をなによりも特徴づけていたものは、浮地と御用地・屋敷地、さらに渡し地とが相互に関係し合う中で形成された循環的なシステムの中に位置づけるべき土地の存在形態

としてとらえられることである。こうした浮地がそもそもどのようにして発生したのか、その初源は明らかではない。しかし、江戸時代中期・後期の浮地は御用地・屋敷地・寺地などから発生したもので、御用地・屋敷地に再利用され、また一部は渡り地となり、また浮地になるというサイクルの中で存在していた。

渡り地浮地絵図はこれまで町絵図の性格とともに、浮地の把握を目的とした絵図であると理解されてきた。しかし、漠然と浮地の把握と言うのは適当ではない。なぜなら、第一に絵図に記載された浮地はわずかに2筆にすぎず、ほとんどの区画が渡り地である。第二に浮地には町方・郡方の浮地が含まれるが、当該絵図にはそれらの記載が見当たらない。記載された浮地が2筆に過ぎないのも、町方・郡方の浮地が記載されていないためであろう。当該絵図が渡り地浮地絵図という図題をもつのは、浮地と渡り地とが相互融通的な関係にあるためであり、町方・村形の浮地の記載がないということは藩士に与えられた渡り地と、渡り地となりうる土地、すなわち浮地を把握するためであったと考えなければならない。

以上、渡り地の耕作や浮地発生の中源などいくつかの問題点を残したままであるが、本稿が取り上げた絵図の図題にある渡り地・浮地について概略は理解できたものと考えている。しかし、絵図の内容を理解する上で、なお大きな問題点が残っている。それは、渡り地浮地絵図に家型記号の武家屋敷や▲記号の武家屋敷が記載され、また一つ一つ本家・蔵家・地名子が区別された町人地が描かれていたことである。渡り地浮地絵図全体を理解するためには、記号化された武家屋敷や町人地の記載を渡り地・浮地に関係づけて理解できるものかどうか、あるいは『県史』が指摘したように町絵図的な性格をもつもので、渡り地・浮地とは別にして解釈すべきものなのか、を検討しなければならない。この点については別稿においてあらためて検討する予定である

〔注〕

- (1) 渡邊秀一（2007）「18世紀初期の越前大野における町人地の再編成」、佛教大学文学部論集第91号、pp85-97。
- (2) 渡邊秀一（2001a）「近世大野の火災と城下町の変容—文政期の町屋移転をめぐって—」（高木正朗編『空間と移動の歴史地理』、立命館大学）、pp75-109。渡邊秀一（2001b）「近世大野の町屋移転—比丘尼町の場合—」、佛教大学文学部論集第85号、pp135-149。
- (3) 渡辺達三（1972）「近世広場の成立・展開Ⅱ—火除地広場の成立・展開（Ⅰ）」、造園雑誌36-1、pp13-22。黒木喬（1977）『明暦の大火』、講談社、p230。
- (4) 大野市歴史民俗資料館寄託文書
- (5) 前掲(1)。
- (6) 大野市歴史民俗資料館蔵・寛保3年「大野町免割絵図」による。なお、同図のカラー図版が大野市歴史民俗資料館編（1994）『絵図が語る大野 城 町 村』に掲載されている。
- (7) 前掲(2)、2001a。
- (8) 福井県編（1990）『福井県史 資料編16上 絵図・地図』。なお、『県史』編纂中に、同絵図の袋が見えられた。そこには「享保八年 渡り地浮地絵図 浮地庄屋与左衛門」と記されていた。同絵図には内題がないため、袋題を当該絵図の絵図名とする。また、同絵図の写真版が『絵図が語る大野 城 町 村』に掲載されている（大野市歴史民俗資料館編（1994）『絵図が語る大

- 野城町村』, pp26)。
- (9) 福井県編 (1990) 『福井県史 資料編16上 絵図・地区一解題・解説一』 pp38-39。
 - (10) 国史大辞典編纂委員会編 (1980) 『国史大辞典2』. 吉川弘文館. pp51。
 - (11) 大野市史編さん委員会編 (1985) 『大野市史 史料総括編』、大野市、pp404-441。
 - (12) 「地方御用留」(大野市史編さん委員会編1984 『大野市史 藩政史料編』、大野市、所収) pp202。
 - (13) 前掲(12)、pp209。
 - (14) 前掲(2)、2001a、pp87。
 - (15) 『県史』はこれを「藩有地」としたが、浮地庄屋の管理下にある以上、藩有地という表現は適切なものとは思われない(前掲9)。
 - (16) 前掲(12)、pp217。
 - (17) 前掲(12)、pp222。
 - (18) 前掲(12)、pp223。
 - (19) 前掲(12)、pp225。
 - (20) 前掲(12)、pp225。
 - (21) 光明寺文書、文政5年8月「一札之事」(大野市史編さん委員会編 (1978) 『大野市史 社寺文書編』、大野市、所収)、pp135。
 - (22) 前掲(12)、pp163。
 - (23) 藩士に渡り地が与えられた理由については、これを検討するための資料を欠くため、明らかではない。しかし、越前大野に入封当時の土井家の家臣団は足軽まで含め863名に達し、知行・扶持の合計は15500石と1674両にもなって、大野藩の石高に比べ過剰であったと言われている(三上一夫 (1976) 「大野藩」(児玉幸多・北島正元監修 『新編物語藩史 第6巻』、新人物往来社、所収) pp160)。実際、享保期の家臣団の家禄は入封時に比べ大きく減少している。渡し地はこうした家臣団の経済的支援として与えられていたと考えるのが、現時点では妥当であろう。
 - (24) 前掲(12)、pp156。
 - (25) 前掲(12)、pp228。
 - (26) 前掲(12)、文政6年3月19日条、pp200-201。
 - (27) 前掲(12)、文政6年3月22日条、pp201。
 - (28) 前掲(12)、pp186。
 - (29) 前掲(12)、pp225。
 - (30) 前掲(12)、天明8年4月12日条、pp144-145。および、同天保9年6月条、pp226-227。

(わたなべ ひでかず 歴史文化学科)

2010年10月12日受理